

## 東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱

平成17年6月27日付17台区児第241号  
平成18年3月24日付17台区児第737号改正  
平成23年7月16日付23台教児第20-4号改正  
平成24年4月1日付24付台教児第64号改正  
平成26年4月1日付26付台教児第74号改正  
平成27年3月31日付26付台教児第910号改正  
平成28年3月31日付27付台教児第787号改正  
平成29年3月31日付28付台教児第1125号改正  
平成30年3月30日付29付台教児第1095号改正  
平成31年3月28日付30付台教児第1166号改正  
令和2年2月28日付31台教児第1302号改正  
令和2年4月1日付2台教児第117号改正  
令和3年4月1日付3台教児第306号改正  
令和4年4月1日付3台教児第1640号改正  
令和5年3月30日付4台教児第1877号改正  
令和7年3月31日付6台教児第1549号改正

### (通 則)

第1条 民設民営型学童クラブ運営補助金の交付については、この要綱の定めによるほか、東京都台東区補助金等交付規則（昭和45年12月台東区規則第37号）及び補助金交付に係る法令の定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この要綱は、台東区内において区が設置したこどもクラブが不足する地域に開設する民設民営型の学童クラブに対して、その事業に要する経費の一部を補助することを目的とし、もって、地域における児童福祉の増進に資するものとする。

### (定 義)

第3条 この要綱において、「学童クラブ」とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業であって、台東区内に居住する小学校に在学する児童で、保護者が就労等により放課後家庭にいない児童の健全な育成を図り、併せて保護者の負担の軽減を図ることを目的とする事業をいう。

### (補助の対象)

第4条 この要綱による補助を受けようとする事業者は、補助事業を実施するにあたり、台東区教育委員会（以下「教育委員会」という。）と別に協定を締結するものとする。

(交付の対象施設及び対象経費)

第5条 前条の事業者の事業実施に必要な経費のうち、次に掲げる経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 事業運営費
  - i 人件費
  - ii 処遇改善費
  - iii 日常運営費
- (2) 運営実績による加算
  - i 障害児加算
  - ii 家賃
  - iii 育成料免除
  - iv 育成料減額
  - v おやつ代助成
  - vi 育成料補償

2 前項の経費ごとの補助金算定基準は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、民設民営型学童クラブ運営補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 歳入歳出予算見積書(第3号様式)
- (3) 支援員等調書(第4号様式)
- (4) 施設現況調書(第5号様式)及び施設の賃貸借契約書等の写し
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付申請の内容を変更しようとする申請者は、事業年度の最終日までに民設民営型学童クラブ運営補助金変更交付申請書(第6号様式)を提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 教育委員会は、前2条による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び現地を調査し、適当と認める場合は交付を決定し、当該申請のあった日から10日以内に民設民営型学童クラブ運営補助金交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 第6条第1項に規定する申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、10日とする。

3 第6条第1項の規定による申請に対する交付決定は、交付決定の日にかかわらず、申請のあった日の属する月の初日を補助金交付年度の運営開始日として適用する。

4 教育委員会は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 教育委員会は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に教育委員会に対し書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の経理等）

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、教育委員会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

（状況報告等）

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、学童クラブ事業の執行について状況報告書等の提出を求め、補助金に係る関係書類を調査することができる。

（委託等）

第12条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、教育委員会に届け出なければならない。

（月次運営状況報告）

第13条 補助事業者は、民設民営型学童クラブ月次運営状況報告書（第8号様式）を教育委員会に提出することにより、毎月の学童保育実施状況を報告しなければならない。

2 前項の報告書は、翌月10日までに提出するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は年度終了後速やかに、民設民営型学童クラブ運営補助金実績報告書（第9号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の民設民営型学童クラブ運営補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 月別事業の利用に係る児童の名簿及び出欠表の写し（事業実施月数分）

(2) 月別職員の勤務状況表

(3) 交付申請後事業年度途中に雇用した職員にかかる支援員等調書

(4) 業務日誌の写し

(5) 交付申請後事業年度途中に施設の現況を変更した場合の施設現況調書

(6) 交付申請後事業年度途中に変更した場合の家賃等にかかる契約書

(7) その他前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、教育委員会は期限について猶予することができる。ただし、年度を越える場合は、翌年度の5月10日を越えて猶予することはできない。

4 第1項に規定する期限又は前項の規定により猶予された期限内に第1項の規定による実績報告がなされない場合は、教育委員会は交付決定を取り消すことができ、既に交付されている補助金がある場合は返還を命じる。

5 第18条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

6 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第15条 教育委員会は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民設民営型学童クラブ運営補助金額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知する。

2 補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内（ただし、20日以内に出納整理期間が終了する場合は出納整理期間の末日まで）とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払等)

第16条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、補助事業者からの申出により月を単位に分割して概算払いとすることが

できる。

- 2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、民設民営型学童クラブ運営補助金交付請求書(第11号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項ただし書の概算払いを受けようとするときは、民設民営型学童クラブ運営補助金概算払い請求書(第12号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 第1項ただし書の概算払いのために分割する期間は次のとおりとする。
  - (1) 4月から6月まで
  - (2) 7月から9月まで
  - (3) 10月から12月まで
  - (4) 1月から3月まで

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(第13号様式)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 教育委員会は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は第8条第1項の規定による補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助目的以外に使用したとき。
  - (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 教育委員会は、前項の返還を命ずる場合には、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第15条第3項の規定は、第2項の返還の規定について準用する。

(委 任)

- 第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。  
(令和元年度における補助金算定基準の特例)
- 2 第5条第1項第1号アに掲げる事業運営費に係る同条第2項の補助金算定基準は、令和元年度分に限り、別表2の規定にかかわらず、年額14,358,032円とする。
- 3 教育委員会は、保護者への育成料の返還に要する補助事業者の経費について、令和元年度分に限り、別表2に定めるもののほか、次表のとおり、運営実績による加算として、実費相当額を当該補助事業者に交付する。

項 目	補助単価 (円)	算 式
育成料補償 (特例休止)	1人 4,000 (延長 5,000)	単価×人数
育成料補償 (減額分特例休止)	1人 2,000 (延長 2,500)	単価×人数
育成料返還経費 (特例休止)	1件 550	単価×件数

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の別表1及び別表2の規定は、令和2年4月1日以後の運営基準及び運営費から適用し、同日前の運営基準及び運営費については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和5年4月1日以後の運営費及び運営実績による加算から適用し、同日前の運営費及び運営実績による加算については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(1) 事業運営費

項 目		補助単価(円)	算 式
i 人件費	常勤職員	月額 356,000	単価×職員数×月数
	非常勤職員	月額 210,000	
ii 処遇改善費	常勤職員	月額 11,000	単価×職員数×月数
	非常勤職員	月額 7,000	
iii 日常運営費		月額 3,000	単価×定員数×月数

(2) 運営実績による加算

項 目		補助単価(円)	算 式
i 障害児加算	一般	月額 171,000	単価×職員数×月数
	高学年	月額 212,000	
ii 家賃		月額 5,000	単価×延床面積×月数
iii 育成料免除		月額 4,000 (延長 5,000)	単価×人数×月数
iv 育成料減額		月額 2,000 (延長 2,500)	単価×人数×月数
v おやつ代助成		月額 2,000	単価×人数×月数
vi 育成料補償		月額 4,000	単価×人数×月数

※ 育成料補償＝利用者が定員に満たなかった場合、定員分の育成料収入を補償

備考

- 1 人件費に係る補助額の算定の対象となる職員数は、定員に応じて次の基準により算定した人数とする。

定員	常勤職員	非常勤職員
40名以下	3名	2名
41名から60名	3名	3名

- 2 処遇改善費は、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付雇児発0521第8号）に規定する「放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）」を実施する経費とする。実施にあたっては、区が指定する様式にて賃金改善計画書及び実績報告書を提出することとする。
- 3 家賃に係る補助対象経費には、共益費や管理費を含むものとする。家賃に係る補助額は、対象経費の実支出額とする。ただし家賃の月額は、施設の延床の面積（施設の利用定員に3.3平方メートルを乗じた面積を限度とする。）に1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を上限とする。

年 月 日

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

印

民設民営型学童クラブ運営補助金交付申請書

東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 申請額 金 円

2. 内訳

(1) 事業運営費

項目	単価	数量	金額	備考
i 人件費				
ii 処遇改善費				
iii 日常運営費				
合計				

(2) 運営実績による加算

項目	単価	数量	金額	備考
i 障害児加算				
ii 家賃				
iii 育成料免除				
iv 育成料減額				
v おやつ代助成				
vi 育成料補償				
合計				

施設名					
児童定員 (障害児受入)	( 人 )	支援員数	人	保育日数	日
育成時間		学校登校日			
		学校休業日			
育成内容					
主要行事	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
補助対象事業期間		年 月 日～ 年 月 日			





施設現況調書

施設名		連絡先電話番号	
所在地		連絡者氏名	
施設借用形態	施設面積		
	施設貸主		
	借用期間		
	施設使用料		
施設所在地略図			
施設内部 見取り図			

殿

施設所在地  
 施設名  
 事業者所在地  
 事業者名及び  
 代表者名

印

民設民営型学童クラブ運営補助金変更交付申請書

東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 変更申請額 金 円

2. 内訳

(1) 事業運営費

項目	単価	数量	金額	備考
i 人件費				
ii 処遇改善費				
iii 日常運営費				
合計				

(2) 運営実績による加算

項目	単価	数量	金額	備考
i 障害児加算				
ii 家賃				
iii 育成料免除				
iv 育成料減額				
v おやつ代助成				
vi 育成料補償				
合計				

第7号様式

年 月 日

殿

印

民設民営型学童クラブ運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 運営に係る補助金について、東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金の対象

3. 補助の条件

民設民営型学童クラブ月次運営状況報告書（\_\_\_\_\_年 月分）

\_\_\_\_\_年 月 日

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

印

東京都台東区民設民営型学童クラブ運営補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助事業の運営状況について、下記のとおり報告します。

記

1 児童育成状況  
別紙のとおり

2 職員の状況

①支援員	名	勤務状況は別紙のとおり
②補助員	名	
③障害児受入加配	名	
④その他	名	

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者名

印

民設民営型学童クラブ運営補助金実績報告書

標記補助金に係る事業実績について、別紙のとおり報告します。





年 月 日

殿

印

民設民営型学童クラブ運営補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した 年度 運営に係る補助金については、年 月 日実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定する。

記

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| 1. 補助金確定額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金交付額 | 金 | 円 |

民設民営型学童クラブ運営補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付 第 号で額が確定された 年度  
運営に係る補助金について請求いたします。

内訳

(1) 事業運営費

項目	単価	数量	金額	備考
i 人件費				
ii 処遇改善費				
iii 日常運営費				
合計				

(2) 運営実績による加算

項目	単価	数量	金額	備考
i 障害児加算				
ii 家賃				
iii 育成料免除				
iv 育成料減額				
v おやつ代助成				
vi 育成料補償				
合計				

殿

施設所在地  
施設名  
事業者所在地  
事業者名及び  
代表者

印

民設民営型学童クラブ運営補助金概算払い請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、  
 運営に係る 年 月～ 月分補助金について概算払い請求いた  
 します。

内訳

(1) 事業運営費

項目	単価	数量	金額	備考
i 人件費				
ii 処遇改善費				
iii 日常運営費				
合計				

(2) 運営実績による加算

項目	単価	数量	金額	備考
i 障害児加算				
ii 家賃				
iii 育成料免除				
iv 育成料減額				
v おやつ代助成				
vi 育成料補償				
合計				

殿

施設所在地  
 施設名  
 事業者所在地  
 事業者名及び  
 代表者

印

年 月 日

殿

印

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた  
民設民営型学童クラブ運営補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入  
控除税額について、下記のとおり報告する。

記

1 補助金額

\_\_\_\_\_ 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る仕入控除税額

\_\_\_\_\_ 円

4 補助金返還相当額（3－2）

\_\_\_\_\_ 円